

# 旧優生保護法での 優生手術被害を考える学習会

## 日時

2019年6月29日（土）  
11：00～16：00

※ 昼食は各自ご準備ください。

## 定員

80名

※ 手話通訳、要約筆記等を準備しています。

## 会場

郡山市総合福祉センター 5階 集会室

住所：郡山市朝日一丁目29-9

## 第1部 基調講演 11:00～12:30

テーマ：優生思想をめぐる親子の対話

安積 遊歩 氏（人権活動家・ピアカウンセラー）

## 第2部 シンポジウム 13:30～16:00

テーマ：旧優生保護法での優生手術被害者の支援に向けて

シンポジスト：優生手術を受けた当事者の方（匿名）

杉山 裕信 氏（CILたすけっと）

利光 恵子 氏（優生手術に対する謝罪を求める会）

秋元 恵子 氏（あいえるの会）

コーディネーター：瀬山 紀子 氏（淑徳大学非常勤講師）

コメンテーター：安積 遊歩 氏

## 主催 福島県障がい者自立生活推進連絡会

福島県福島市渡利字柵町1-1 ILセンター福島内

電話：024-573-2095 ファックス：024-523-0534（担当：長澤、大山）

後援 認定NPO法人DPI日本会議 全国自立生活センター協議会



# なぜ、今なのか？

## 強制不妊手術の被害に向き合おう！！

1948年から1996年まで続いた優生保護法。障がいのある人たちが“子を産み育てる自己決定権”は、優生思想に裏づけされた「強制不妊手術」によって奪われました。

2018年1月、国からの謝罪・補償を求めた仙台地裁への提訴をきっかけに、全国の被害者が立ち上がりました。国会では、救済のための法律が議員立法で制定され、国の救済に向けた動きも進んできています。

しかし、長年にわたり被害を訴えながらも無視されてきた人、被害者であることを家族にさえ打ち明けられなかった人たちがいることを、私たちは忘れてはなりません。福島県は、国の調査に「366人の記録が確認されたが、個人の特定はできなかった」と回答しています。

なぜ、わたしたちは被害者の声を聞き、いっしょに声を上げられなかったのでしょうか？

国の責任を問うとともに、「障がい者はあってはならないもの」という優生思想を、社会の課題として、みなさんといっしょに考えたいと思います。

資料代

500円

お申し込み

下記の参加申込書にご記入の上、ファックスでお申し込みください。

ファックス番号：024-523-0534

※送付状なしでお願いします。

お申し込み

旧優生保護法での優生手術被害を考える会

ファックス番号 024-523-0534

氏名	所属団体名	障がいの有無 ※ □に✓を入れてください。	備考
		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	